

浄化槽で 町をいきいき きらきらと

10月1日は浄化槽の日

下水道とともに、私たちの暮らしから出る汚れた水を浄化することで地域の水環境を守っている浄化槽。浄化槽の設置・管理などについて定めている浄化槽法が昭和60年10月1日に施行されたことを記念し、毎年10月1日を「浄化槽の日」としています。

浄化槽の設置を検討している方、またすでに浄化槽をお使いの方へ大切なお知らせです。

■浄化槽の設置

浄化槽を設置する場合は、必ず「浄化槽設置届出書(通知書)」を提出してください。

■浄化槽の設置補助

市では、公共下水道が整備される見込みのない地域などで浄化槽を設置する方に対して、設置費用の一部を補助しています。補助金を受けるには、対象地域や建物用途などの補助要件のほか、予算に限りがあります。設置を検討している方は、設置工事前に必ず下水道課へご相談ください。

補助金額	
5人槽相当	332,000円/基
7人槽相当	414,000円/基
10人槽相当	548,000円/基

また、くみ取り式トイレや単独処理浄化槽から一定能力以上の浄化槽へ入れ替える場合、(一財)岐阜県環境管理技術センター(☎058-276-0321)が実施する合併処理浄化槽転換助成金が受けられる場合があります。詳しくは同センターまで問い合わせください。

■浄化槽の維持管理

浄化槽は維持管理を怠ったり使い方を間違ったりすると、放流水の水質が悪化し、悪臭が発生します。次の3つの義務を守り、浄化槽の適正管理・使用に努めましょう。

- ①保守点検 ②清掃 ③水質に関する検査(法定検査)
- ※3つの義務を個々に契約するわずらわしさがなく、かつ料金も割引される「らくらく一括契約(らくらく協議会・☎058-276-0306)」もご利用ください。

■浄化槽を廃止、撤去するとき

建物解体などで浄化槽を廃止・撤去するときは、必ず許可業者による最終清掃(定期清掃ではありません)を実施した後に浄化槽を撤去し、浄化槽使用廃止届出書を提出してください。最終清掃をしないで汚泥などを地下浸透させたり河川などへ放流したりした場合、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律(不法投棄)」による罰則の対象となります。

■単独処理浄化槽をお使いの方へ

トイレの排水だけを処理する単独処理浄化槽は、下水道が普及していない地域のトイレを水洗化し、衛生的な生活環境を実現するため、高度経済成長期あたりから急速に普及しました。しかし台所やお風呂などの生活雑排水は処理しないため、現在は原則として新設が禁止され、合併処理浄化槽などへの転換などに努めていく時期にあります。単独処理浄化槽をお使いの方は、お風呂、トイレ、台所などの水回りのリフォームの際には、生活雑排水の浄化処理もご検討ください。

☎ 下水道課(内線117)

臨時福祉給付金・子育て世帯臨時特例給付金の申請はお済みですか？

市では、8月1日より臨時福祉給付金・子育て世帯臨時特例給付金の申請受付を開始しています。現在、支給対象であることが確認できた方から、順次振り込みを行っています。

受付期限は**11月4日(火)(当日消印有効)**ですが、まだ申請がお済みでない方はできるだけ早めに申請してください。

なお、申請時に、本人確認書類・振り込みを希望する通帳のコピーなどが必要ですので、忘れずに添付してください。詳しくは申請書に同封の案内をご覧ください。



確認じゃ!



- ☎ ▷臨時福祉給付金について…臨時福祉給付金対策室(内線109)
- ▷子育て世帯臨時特例給付金について…子育て支援課(内線154)